

個人向け国債の商品性が変更されました

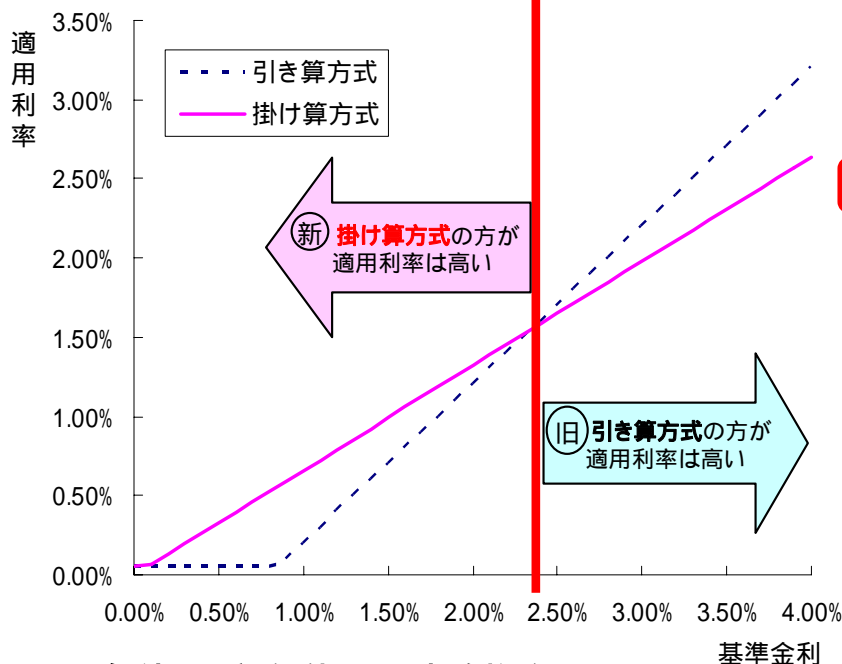


10年債(変動金利型)の金利設定方法

- 10年債について、低金利時における商品性改善を目的とし、金利設定方法が変更されました。
- 平成23年6月に販売された第35回債より、新方式(掛け算方式)が適用されています。

平成23年6月以前に発行された第1回債～第34回債については、発行時のまま引き算方式ですのでご注意ください。

	回号	利率の決定方式
変更前	第1回債～第34回債	① 引き算方式 : 基準金利(10年固定債の市場金利) - 0.8%
変更後	第35回債以降	② 掛け算方式 : 基準金利(10年固定債の市場金利) × 0.66



基準金利	① 引き算方式		② 掛け算方式
1.00	0.20	<	0.66
1.09	0.29	<	0.72
2.33	1.53	<	1.54
2.34～2.36	1.54～1.56	=	1.54～1.56
2.37	1.57	>	1.56
3.00	2.20	>	1.98

基準金利が一定水準を下回れば② 掛け算方式の利率が高くなり、逆に一定水準を上回れば① 引き算方式の利率が高くなります。

基準金利とは、原則として利子計算期間開始時の前月(初期利子については募集期間開始時の直前)の10年固定利付国債の入札結果から算出される金利です。

5年債(固定金利型)の中途換金

- 5年債について、商品性を統一するため、中途換金のルールが3年債・10年債と同様になります。
- 平成24年4月発行分(3月募集債)から実施されます。

既発債についても、平成24年4月16日以降に中途換金を実施するものから適用されます。

	中途換金	中途換金調整額
変更前	発行から原則2年間経過後から可能	4回分の各利子(税引前)相当額 × 0.8
変更後	発行から原則1年間経過後から可能	2回分の各利子(税引前)相当額 × 0.8

お取引にあたっての手数料等について

個人向け国債を募集により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。

個人向け国債は、「変動10年」および「固定3年」は発行から原則1年間、「固定5年」は発行から原則2年間経過すれば、中途換金が可能です。なお、中途換金する際には、下記により算出される中途換金調整額が、売却される額面金額に経過利子を加えた金額より差引かれることとなります。

- 3年債(固定金利型) : 2回分の各利子(税引前)相当額 × 0.8
- 5年債(固定金利型) : 4回分の各利子(税引前)相当額 × 0.8
- 10年債(変動金利型) : 直前2回分の各利子(税引前)相当額 × 0.8

お取引にあたっては、「個人向け国債の契約締結前交付書面」をよくお読みください。

201109

大和証券

Daiwa Securities